

新	旧
北九州広域都市計画 区域区分の変更 令和8年 月 日 告示 北九州 市	北九州広域都市計画 区域区分の変更 令和7年1月24日 告示 北九州 市

新

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成27年 （基準年）	令和7年 （基準年の10年後）
都市計画区域内人口	<u>1, 036千人</u>	<u>984千人</u>
市街化区域内人口	<u>990千人</u>	<u>944千人</u>
配分する人口	－	<u>939千人</u>
保留する人口	－	<u>5千人</u>
（特定保留）	－	0人
（一般保留）	－	<u>5千人</u>

（注）四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

旧

北九州広域都市計画区域区分の変更（北九州市決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

区 分 \ 年 次	平成27年 （基準年）	令和7年 （基準年の10年後）
都市計画区域内人口	<u>1, 036千人</u>	<u>984千人</u>
市街化区域内人口	<u>990千人</u>	<u>944千人</u>
配分する人口	－	<u>939千人</u>
保留する人口	－	<u>5千人</u>
（特定保留）	－	0人
（一般保留）	－	<u>5千人</u>

（注）四捨五入の関係で計算が合わない場合がある。

新	旧
理由 北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市は、昭和４５年１２月２８日に線引きに係る都市計画を初めて決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに８回の定期見直しに加え、必要に応じて随時見直している。 平成３０年には「北九州市都市計画マスタープラン」を改定、令和６年には「北九州市立地適正化計画」を改定し、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育んでいくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。産業系土地利用については、都市特性を活かして、臨海部やインターチェンジ周辺など、交通・物流基盤と連携した国際競争力のある拠点の強化に資する産業の立地・振興を促進するものとしている。 今回の区域区分の変更は、産業振興を計画的かつ継続的に図るものとして北九州市の上位計画に位置付けた次の区域を、市街化調整区域から市街化区域に編入するものである。 沿岸部の公有水面埋立造成地は、埋立竣功に伴い計画的に都市的土地利用を図るため、特定保留を解除し、市街化区域に編入するものである。 また、高速道路インターチェンジ及び都市高速道路出入口並びに既存の産業集積地に隣接した地域において、地理的優位性を活かした物流・生産拠点として、北九州市物流拠点構想の実現に資する物流機能の強化はもとより生産拠点としての機能向上を図るため、市街化調整区域から市街化区域に編入するものである。 以上の区域を市街化区域に編入するとともに、周辺環境や土地利用計画に応じた用途地域を指定するもの。 また、公有水面埋立造成地については、都市計画法第９条第２３項及び同法第２３条第４項に基づき港湾を管理運営するため臨港地区を指定するもの。	理由 北九州広域都市計画区域は、北九州市の一部、中間市、苅田町の一部区域で構成されている。このうち北九州市については、昭和４５年１２月２８日に線引きに係る都市計画を初めて決定して以降、社会状況の変化に対応するため、これまでに８回の定期見直しに加え、必要に応じて随時見直しを行ってきた。 本市では、平成３０年に「北九州市都市計画マスタープラン」を改定し、少子高齢化の時代においても活力のあるまちを持続的に育んでいくため、コンパクトなまちづくりを推進していくこととしている。 今回の区域区分の変更は、市街化区域内の災害リスクの高い地域や人口密度の低下が見込まれる地域などを新たな住宅宅地開発等により市街化が拡がらないように、市街化区域を市街化調整区域へ編入するものである。